

北本市令和4年度当初予算は、2年連続で減額修正のうえ可決。予算規模は過去最大。

デーノタメ 久保特定 遺跡保存と土地区画整理事業 見直しに暗雲

令和4年度北本市一般会計当初予算は、修正が提案され、賛成多数で可決されました。2年連続の修正可決は極めて異例です。修正されたのは、都市計画道路・西仲通線の見直しに関する予算です。ようやく進むかと思われた久保土地区画整理事業ですが、修正案の可決で先行きが再び不透明になってきました。

一般会計の予算総額は、前年度を8億6,482万2,000円上回る223億4,300万円が提案されましたが、都市計画道路・西仲通線の見直しに係る予算1,659万円を削除する修正案が提案され、賛成多数で可決されました。修正後の予算額は223億2,641万円で、前年度比3.9%増となります。

修正案可決もその影響は不明

事業の長期化、地権者の負担増の懸念

修正案は、土木費の「まちづくり事業業務経費」2,810万円を1,151万円に減額するものです。三宮市長は久保土地区画整理事業の見直しとして、区画整理事業からデーノタメ遺跡の範囲を除外し、遺跡を縦貫する計画だった西仲通線は遺跡範囲を西側から迂回する見直し案を発表し、昨年11月の広報きたもとに掲載しました(中央図)。

当初の計画通り実施する場合と比較して事業期間は6年短縮、市の財政負担は3.5億削減されるものです。市によれば、地元説明会でも反対の声はなかったとのこと。

修正案の目的は、遺跡範囲を区画整理事業から除外した上で、西仲通線は当初の計画通り直進(遺跡を縦貫)させるためであることが、質疑を通じて分かりました。

しかしながら、この修正案で事業期間や事業費がどうなるかは不明確です。すでに発表された方針からの再転換となり、事業完了が遅れる可能性が高くなります。

遺跡範囲を除外することは市長の見直し

案と同じですが、修正案を採用した場合、区画整理地内に公園面積を確保する必要があり、地権者の負担増(=減歩率の上昇)となる恐れがあります。以上のことから、会派・市民の力では修正案に反対をしましたが、1票差で可決されました。1日も早い事業完了が望まれるだけに大変残念な結果です。来年4月には市長選挙がありますが、争点の一つとなりそうです。

なお、市民の力としては、遺跡を公園として整備したり、ガイダンス施設を整備したりすることには慎重な立場です。



令和4年度予算から見えてきた世相

懸念される格差の拡大

前年度と比較し、市税収入が約4.3億円増となっています。人口減少や新型コロナの影響で市税収入が減少すると見込んでいたところ、逆に増益となる企業もあり、意外に減少しませんでした。更にふるさと納税寄附は増加の一途を辿っており、寄附金予算額も3億3,500万円増となっています。

一方で、生活保護受給世帯は増加しており、生活保護費(扶助費)は2,910万2千円増となりました。新型コロナの影響で経済格差が拡大していることがうかがえます。

令和4年度の新規事業では地域共生社会を実現するため重層的支援体制整備事業74万9千円が計上されています。「福祉

総合相談窓口」と「重層的支援会議」を設置し、複合的な困難を解決する仕組みです。生活にお困りの方は、ぜひご相談ください。

★ 令和4年度の主な事業と予算額 ★

新中央保育所整備事業 6億1,749万円

老朽化している中央保育所と栄保育所を統合し、旧・栄小学校南側に新中央保育所を建設します。定員は116人。令和5年夏ごろに開所予定です。

通学路安全対策事業 5,605万7千円

家庭や地域の方々の協力を得て実施した市内各校の通学路安全点検で指摘された危険箇所を中心に、舗装・補修工事、カラーポール・グリーベルト設置等の交通安全対策を実施します。

駅東口駅前広場の屋根整備事業

1,500万円

令和4年度は実施設計を行います。

国民健康保険税の税率引上げ 可決

今定例会では北本市国民健康保険税条例の改正が提案され、賛成多数で可決されました。賦課方式を4方式から2方式(所得割と均等割)に簡素化するとともに、国民健康保険税の税率を引き上げる内容です。引上げ幅は県が示した標準保険税率と比べ、低所得者に配慮したものとなっています。

国民健康保険は県が主体となっており、市は県から示された額を納付する必要があります。以前は一般会計から繰り入れていましたが(法定外繰入)、これは国保加入者以外の市民に負担をしてもらうこととなるため、県でも認めていません。現行制度上、税率引き上げはやむを得ませんが、国や県において、健康保険制度の一元化や税方式への転換など、抜本的な見直しを検討すべき時期に来ています。市長に対しては、軽減や減免制度の周知を徹底することなどを求め、条例改正に賛成しました。

市民の力 (しみんのちから)

発行者/会派 市民の力 代表 桜井 卓
事務所/北本市本町 1-111 議会事務局議員控室
電話/090-9389-3572(代表:桜井)



くどう ひでお
工藤 日出夫
北本市議会議員
5期目



さくらい すぐる
桜井 卓
健康福祉常任委員長
1期目

県内市町村で初！『子どもの権利に関する条例』議会提案で制定

北本市議会では、令和3年6月の定例会において子どもの権利に関する特別委員会を設置し、子どもの権利に関する条例の制定を進めていましたが、令和4年3月の定例会において特別委員会から条例案が提案され、**全会一致で可決**されました。埼玉県内の市町村では初めてとなる子どもの権利に関する総合的な条例の制定です。施行期日は、令和4年10月1日です。

この条例のねらいは、まずは全ての人の子どもの権利を理解することで、子どもの権利の侵害を防止すること。そして、子どもの権利擁護委員会を設置し、相談に応じたり、実際に子どもの権利が侵害された場合には申立てに基づき調査・調整を行えるようにすること。つまり、**子どもの権利を守るための仕組みを作ること**です。

条例の制定を受け、今後は市長が条例に基

づいて、体制を整備し、関係する予算の確保や擁護委員の選任などの準備を進めていきます。

条例の制定は、北本市の子どもをいじめや虐待、体罰、行き過ぎた指導などから守るための強力なツールですが、使いこなさなければ宝の持ち腐れになってしまいます。**条例制定は、子どもの権利擁護のスタートに過ぎません。**

今後、広く市民の皆様にも周知し、権利擁護を学び、実践しながら、根気強く根付かせていく必要があります。議会としても、条例を制定して終わりではなく、議会での質問や審査を通して、子どもの権利の定着を図ってまいります。

また、学校における生徒指導や部活動指導、校則などについても、条例の趣旨に基づき、生徒が中心になって、積極的に見直すよう、教育長に求めてまいります。

国では「こどもまんなか社会」を目指すとしていますが、当初『こども庁』だったものが『こども家庭庁』にすり替わり、『こども基本法』の制定も議論には上がっても具体化されていません。文部科学省で取り組んでいる生徒指導提要の改訂では、今まで以上に管理指導が強化されようとしています。国による子どもの権利の尊重には、あまり期待ができません。

一方、兵庫県明石市では『こどもを核としたまちづくり』として中学生給食費無料化や0歳児おむつ定期便（直接配達・見守り）を実施するなど子ども関係予算を大幅に増やし、子ども・子育て支援を充実させ、人口・税収増を実現しています。

子どもを守るのは市町村です。条例制定をきっかけに、北本市でも『子どもを大切にすまちづくり』を進めていきたいと思えます。



さくら い すぐる
桜井 卓 会派市民の力・代表

健康福祉常任委員会委員長、子どもの権利に関する特別委員会副委員長、広報広聴委員会委員、埼玉中部環境保全組合議員（高尾1丁目／1期目）

日頃より温かいご支援をいただきありがとうございます。新型コロナの感染が収まらない中、ロシアのウクライナ侵攻や東北地方での地震など、悲しい話題ばかりの年度末になってしまいました。いずれも一刻も早い収束と復興を願っております。

北本市議会では昨年5月に工藤議長が就任したことに伴い、私が会派の代表となりました。議会運営委員会や代表者会議に出席することで、議会運営について多くの学びを得ました。また、健康福祉常任委員会では委員長を任せられました。一期目から貴重な経験をさせていただいております。

北本市議会の常任委員会では、本会議で付託された議案を審査するだけでなく、テーマを決めて活動に取り組んでいます。健康福祉常任委員会では、**ごみ屋敷の解決**に向けてルール作りに取り組んでいます。ごみ屋敷は周囲にとっては環境衛生上の問題ですが、ごみ（本人はごみという認識はないことがほとんど）を溜め込んでしまう原因は、認知症や精神疾患であることが多々あります。環境課（市民経済部）だけでは対処が困難で、福祉部や健康推進部などと部局横断的に対処する必要があると考え、関係課や関係者にヒアリングを行い、対応策を検討しているところです。

また、昨年6月に設置された子どもの権利に関する特別委員会では、副委員長として、県庁での行政経験を活かし、条例案や検討資料の作成、執行部との調整、説明用動画の撮影・編集など、主に実務面を担当しました。コロナ禍で活動が制限される中、意見聴取会の開催やインターネットによる意見の聴き取り、パブリック・コメントの手続きを経て、条例案を策定し、令和4年第1回定例会において無事可決されました。市民の皆様からたくさんのご意見をいただき、この条例を作り上げることができました。改めて感謝申し上げます。

北本市の大きな課題である**新ごみ処理施設の整備**は、鴻巣市・北本市・吉見町の2市1町で進められることになり、今後は埼玉中部環境保全組合で検討されます。同組合の議員として、議案審査や一般質問を通じて、適正に整備が進められるようチェックするとともに、市民の皆様にもウェルビーイング通信やホームページ、SNSなどを通じて情報を提供してまいります。令和4年度も引き続きご指導のほど、よろしく願いいたします。



くどう ひでお
工藤 日出夫 会派市民の力

北本市議会議長（第27代）
（東間5丁目サンマンション／5期目）

終息の兆しが見えないコロナ禍の中で、新年度予算等を審議する3月定例議会を終えることができました。

私ごとですが、昨年5月に開催された臨時会で、第27代北本市議会議長に選任されました。このため1期目の桜井議員に会派市民の力の代表、そして会派からの議会運営委員会委員、会派の会計と重い役職を担わせています。しかし桜井議員は、その職を果たすだけでなく、健康福祉常任委員会委員長と子どもの権利に関する特別委員会副委員長の要職もこなしています。議長として感謝しています。

さて議長として4定例会の議事を進行しました。これまで18年間議員席から見た議場の雰囲気と議長席から見える風景は、受け止める私の意識もあると思いますが、新しい発見が多々あります。特に議員の質疑・質問と市長はじめとする執行部の答弁を客観的に聞けるようになりました。昨年6月と9月定例議会の頃は、自分が議長であることを忘れ、議員の質疑質問と市長ら執行部の答弁に「エッ!」とか「ウッ!」とか、「そんな?」とか、当事者意識になりました。

18年間一貫して毎議会質疑・質問・討論をし続けた身には、発言機会の無いことは、結構つらいものがあります。市には重要な課題があります。それは同時に議会の課題でもあります。議会は憲法で「議事機関」と規定され、市の意思を決定する重要な責任があります。

私は議長として、議員の積極的な発言機会と調査活動を最大限尊重し支援しています。今、格差や孤立、貧困が社会問題化しています。複雑化・

多様化した現代社会を、誰もが幸せに生き続けていくには「共生」の理念を共有することが重要です。市は「共生社会の実現」を政策の柱に据えています。議会も、共生社会の推進に議員の総力を結集させるように努めます。

市民に開かれた議会を目指しています。議会の活動にご関心をお持ちいただきますようお願い申し上げます。

